



昭和廿二年六月世

失業保険

(昭和二十二年六月世)

- (A) 失業保険による要求及び保険給付に関する行政責任は悉べて労働省の所掌とし、職業安定局の事務範囲に置くべきものとす。
- (B) 事業主よりの保険料の決定及びこれが徴集の全責任は厚生省保険局の所掌とし、他の社会保険と密接に連携してこれを行うべきものとす。

労災補償

- (A) 社会保険局の所掌事務は互の通りである。
 - (1) 保険加入者からの保険料の徴収
 - (2) 保険給付の支給
 - (3) 健康保険施設による病院及び医療施設の実施
 - (4) 民間医師及び民間の健康保険施設による医薬及び治療費の支拂
- (B) 労働省の所掌事務は互の通りである。
 - (1) 労災保険法に基づく補償請求権に関する事項及び労働者への補償額の決定へ資格、現金給與額及び医療上の必要限度の決定を含む。
 - (2) 前項に関する件又は社会保険及び労災保険による給與決定に対する不服の訴えに關しこれが審議並に決定
 - (C) 労災保険法に基づき給與額の不服訴えにより労働省において最終的決定をなしたる場合、社会保険局はその決定により支拂をなす責任あり。
 - (D) 労災保険法に基く業務上の事由の認定及補償の認定に関する政令及びこれが解釈は厚生省と協議の上労働省においてなすものとす。
 - (E) 保険加入者よりの保険料に關する政令及び解釈は労働省と協議の上厚生省においてこれをなすものとす。